

議事 1

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約の改正について

1 改正理由

秋田市地域公共交通協議会設置要綱の改正において、分科会委員に対する委嘱行為をなくしたことに伴い、分科会に代理人を出席させることができる委員の要件を改めるため、改正しようとするものである。

2 改正要旨

(1) 第4条関係（会議）

委員に対する委嘱行為がなくなったことに伴い、規定を整備するもの

(2) 附則関係

施行は、平成28年7月 日からとするもの

3 改正内容

以下のとおり

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条（略）	第1条（略）
第2条（略）	第2条（略）
第3条（略）	第3条（略）
（会議）	（会議）
第4条（略）	第4条（略）
2および3（略）	2および3（略）
4 <u>分野が学識経験者の委員</u> 以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。	4 <u>学識経験者として委嘱された委員</u> 以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。
以下（略）	以下（略）

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約（案）

（設置）

第1条 秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、バス路線の再生に関する専門の事項を処理するため、秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 分科会は、協議会が協議する事項のうち次に掲げるものを処理する。

(1) 秋田市地域公共交通協議会規約第2条第3号に規定するもののうちバス路線に関する事項

(2) 秋田市地域公共交通協議会規約第2条第4号に規定するもののうちバス路線に関する事項

（会長）

第3条 分科会の会長は、協議会の会長をもって充てる。

2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 分科会は、会長が招集する。

2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 分野が学識経験者の委員以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。

（公開）

第5条 分科会は、原則として公開とする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年12月20日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月 日から施行する。